



タイトル Title	高等教育における経済的負担軽減及び学修支援に係る法・制度・行財政の日韓比較研究(1)
著者 Author(s)	渡部, 昭男
掲載誌・巻号・ページ Citation	日本教育行政学会第55回大会;
刊行日 Issue date	2020-10
資源タイプ Resource Type	Presentation / 会議発表用資料
版区分 Resource Version	author
権利 Rights	
DOI	
JaLCDOI	
URL	http://www.lib.kobe-u.ac.jp/handle_kernel/90007500

PDF issue: 2020-10-26

高等教育における経済的負担軽減及び学修支援に係る 法・制度・行財政の日韓比較研究(1)

渡部 昭男 (大阪成蹊大学・特別招聘教授)

キーワード：高等教育、政策転換・政策動向、日韓比較、漸進的無償化プログラム (高等教育版)

序. 課題と方法

高等教育費負担を巡り日韓はともに家族負担主義、高授業料・低補助の国に分類されてきたが、転換しつつある。本研究では、日韓の政策転換の特徴 (共通性・相違点) を明らかにするとともに、法規範を源泉とした「法規範⇒意思決定⇒制度・行財政=政策転換」という仮説を検証する。ところで、両国は共通した国際人権法 (A規約 13 条：教育への権利、漸進的無償化義務)、類似した憲法 (能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利) 等を法規範として有するとはいえ、それらの具体化には当然ながら幅があり、実施の優先順位や手法も異なる。そこで、本報告では、独自開発した「漸進的無償化プログラム (高等教育版)」の枠組みに、経済的負担軽減及び学修支援に係る日韓双方の政策動向 (地方施策などを含む) を落とし込むことによって、漸進的無償化過程の特徴を考察するとともに 2 年次に取り組むべき研究を構想した。

1. 漸進的無償化を促進・モニターする枠組み「漸進的無償化プログラム (高等教育版)」

JSPS 科研費基盤研究(B) (15H03474 研究代表者渡部 2015-17) において 2017 年に「漸進的無償化プログラム (高等教育版)」を試作し (<http://www.lib.kobe-u.ac.jp/repository/81010229.pdf>)、2019 年には「『漸進的無償化促進法 (仮称)』の提案 (討議資料)」に含める形で再度提示した (<http://mushou.jinken-net.org/archives/1127>)。それは縦軸に 4 区分、すなわち A 学費 (A1 学費自体の軽減、A2 学費減免制の拡充)、B 奨学金・学生ローン等 (B1 給付型奨学金の拡充、B2 無利子学生ローンの改善、B3 有利子学生ローンの縮減、B4 学内勤労奨学金等の拡充)、C 学修支援 (C1 学習費の支援、C2 学生生活費の支援)、D 就労支援・生活保障 (D1 就労支援、D2 生活保障) を置き、横軸に国、都道府県 (広域自治団体)、市区町村 (基礎自治団体)、大学法人・学校法人、民間の 5 レベルを設けてクロスさせたものであり、漸進的無償化の促進ないしモニターに寄与するための枠組みである。

2. 漸進的無償化に係る日韓の動向

(1) 韓国動向：文在寅政権による「大学生が体感可能な授業料負担軽減の推進」

キム・フンホ氏 (国立公州大学校准教授) の報告「文在寅政府 2 年、教育政策の変化：教育の公共性強化及び高等教育の質の向上政策を中心に」(2019.6.8 神戸大学、<http://www.lib.kobe-u.ac.jp/repository/81011677.pdf>) から、文政権 (2017.5-) の「国政運営 5 年計画」(2017.7) に含まれる「大学生が体感可能な授業料負担軽減の推進」策に係る動向を把握した。具体的には、① 給付型奨学金の拡大拡充、② 大学入学金の廃止、③ 大学寮の増設・収容人数の拡充、④ 学生ローンの改善等である。後回しとなっていた高校無償化も 2019 年 2 学期から着手された。

(2) 日本動向：「真に支援が必要な所得の低い家庭の子供」限定の大学等修学支援法

韓国で政権交代があった 2017 年、日本では国難突破解散に伴って安倍晋三首相が提示した「生産性革命+人づくり革命」及び「消費増税分の使途変更」という基本方針の下に、幼児教育無償化とともに高等教育の無償化が明示された。ここにおいて初めて「無償化」の用語使用に踏み切ったものの、第 198 回国会で成立した「大学等における学修の支援に関する法律」(大学等修学支援法、2019.5.17 公布/2020.4.1 施行) は、「真に支援が必要な所得が低い家

庭の子供」限定で授業料等の減免と給付型奨学金の支給を行うというものであった。

3. 「漸進的無償化プログラム（高等教育版）」への日韓動向の落とし込み

渡部によるこれまでの調査で把握済みの動向に、2020年における COVID-19 対応の新動向などを加味して、一覧を作成した。

区分	小区分 / レベル	国			
		韓国	広域自治団体	基礎自治団体	大学法人・学校法人
A 学費	A1: 学費自体の軽減化	韓: 入学金廃止 (国公立2018、私立-2022)	日: 公立大学入学金の域内者への安価設定 私立の公立移管による学費抑制など 韓: ソウル特別市・市立大学費半額化(2012-)		
	A2: 学費減免制の拡充	日: 大学等修学支援法・低所得層(2020-) B1を含む2020国地方予算総額5,274億円51万人 *コロナ家計急変学生への対応拡大(2020) *コロナ対応減免を独自に行う法人等助成(2020)	日: 大阪府/市立大: 一部無償化(2020-)	日: 東大: 年収400万円以下家庭への授業料免除(2008-) 一部法人・優秀学生への学費減免 一部法人・コロナ困難学生特別減免(2020)	
B 奨学金・ 学生ローン等	B1: 給付型奨学金の拡充	韓: 低所得層(2012-) ⇒中間層へ拡大&金額等拡充 2019予算約3,600億円94万人 日: 先行実施(2017、約15億円2800人) 大学等修学支援法・低所得層(2020-)	日: 育英会等による給付型奨学金 韓: 江原道・道給付型奨学金(2012-)	日: 一部法人・優秀学生への給付型奨学金	日: 民間による給付型奨学金
	B2: 無利子学生ローンの改善	韓: 所得運動返還型奨学金(2017-)	日: 育英会等による奨学金 特定職種への学資金制度・返還免除	日: 一部法人・学資金制度	日: 民間による学資金制度
	B3: 有利子学生ローンの縮減	韓: 所得運動返還型奨学金(2010-)利下げ	日: 韓: 自治体による利子補填事業		
	B4: 学内勤労奨学金等の拡充			日: 一部法人・学内勤労奨学金など(SA・TA・RA)	
C 修学支援	C1: 学習費の支援	日: コロナ困難学生支援緊急給付金(2020)	日: 海外派遣・留学支援など	日: 一部法人・コロナ困難学生独自支援(2020)	
	C2: 学生生活費の支援	韓: 大学寮の増設・収容人数の拡充	日: 育英会等による学生寮・異人寮	日: 一部法人・まかない支援、家賃補助、交通費補助	日: コロナ困難学生食糧支援
D 就労支援 生活保障	D1: 就労支援	日: 地方創生奨学金返還支援制度(2016-)	日: 同左制度の活用(2016-) 2019: 32府県・355市町村 地元インセンティブ・奨励金・起業補助 コロナ困難学生アルバイト雇用(2020)	日: 一部法人・インターンシップ補助、資格取得支援	
	D2: 生活保障	日: 生活保障世帯子弟への進学支援 世帯分離の後も住宅扶助継続(2018-) 進学準備給付金(2018-)	韓: ソウル特別市・若者手当(2016-)		

結. 日韓動向の特徴及び2年次の研究構想

国際人権 A 規約 13 条に定める漸進的無償化規定は学費負担軽減を要請しているが、日韓共に授業料自体の減額化には踏み切っていない。ただし、韓国における大学入学金の廃止(A1)は、学費の一部を構成する入学金に手を付けたものである。また、ソウル特別市による市立大学の登録金半額化は、学費の半額相当をソウル市が大学に機関補助する方式である(A1)。大阪府立大学・市立大学・府大高専は2020年度から授業料等支援(A2減免、大学院生を含む)を始めたが、出身地を問わず全学生(大学院生を除く)を対象としたソウル市立大学(普遍主義)とは異なって、府内在住要件等を満たす者に限定している(選別主義)。大学法人レベルの対応としては、東京大学が世帯年収400万円以下家庭学生への授業料免除(入学金は含まず/大学院生を除く)を2008年度から実施している。低所得層限定の大学等修学支援法の2020年度施行に伴い、各大学等で中間層まで含めてきた減免措置の後退が危惧されている。

給付型奨学金(B1)に関しては、2017年に導入され対象も低所得層に留まる日本に対して、韓国では2012年から実施され中間層にまで拡大拡充されている(最大額2012・年45万円→2016・52万円、半額以上対象2012・基礎生活受給者・第1分位→2018・同・第6分位[高所得層の第9-10分位は給付対象外]、多子型2014・第3子以降→2018・3子以上世帯の全学生、他に成績基準の緩和など)。他に韓国では大学寮の増設・収容人数の拡充(C2)が国家政策として打ち出されている。

両国とも2020年に入ってCOVID-19禍での新たな困難状況に対応する必要が生じている。日本では少なくない大学が独自の学生支援策を打ち出し、国も大学等修学支援法による家計急変学生の支援、第一次補正予算による学生支援緊急給付金の支給、第二次補正予算による独自に学生支援を実施した大学等への助成などに乗り出した。一方韓国では、コロナ禍で学習権が侵害されたとして、学生からは授業料返還訴訟が憲法裁判所に提起されている。

日韓双方のこうした政策動向の法的根拠、議会審議/合意形成などについて更に比較検討を深めるには、韓国研究者の参画が不可欠となろう。2年次には共同研究を大いに進めたい。

謝辞: JSPS 科研費基盤研究(C)19K02864(渡部2019-21)の助成を受けた。本報告の詳細については、渡部2020「高等教育における経済的負担軽減及び修学支援に係る法・制度・行財政の日韓比較研究(1)―研究構想と2019年度の実績―」『神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要』14(1)99-108、を参照されたい。

漸進的無償化プログラム（高等教育版）の枠組みを用いた日韓動向一覧 （渡部昭男2020）

区分	小区分 / レベル	国	広域自治団体 日: 公立大学入学金の域内者への要償設定 韓: ソウル特別市・市立大学費半額化	基礎自治団体 日: 私立の公立移管による学費抑制など 韓: ソウル特別市・市立大学費半額化	大学法人・学校法人	民間
A 学費	A1: 学費自体の軽減化	韓: 入学金廃止 (国公立2018、私立-2022)				
	A2: 学費減免の拡充	日: 大学等修学支援法・低所得層(2020-) B1を含む2020国地方予算総額5,274億円51万人 *コロナ家計急変学生への対応拡大(2020) *コロナ対応減免を独自に行う法人等助成 韓: 低所得層(2012-) ⇒中間層へ拡大&金額等拡充 2019予算約3,600億円94万人 日: 先行実施(2017, 約15億円2800人) 大学等修学支援法・低所得層(2020-)	日: 大阪府/市立大・一部無償化(2020-)	日: 東大・年収400万円以下家庭への授業料免除(2008-) 一部法人・優秀学生への学費減免 一部法人・コロナ困窮学生特別減免(2020)		
B 奨学金・ 学生ロー ン等	B1: 給付型奨学金の拡充	韓: 低所得層(2012-) ⇒中間層へ拡大&金額等拡充 2019予算約3,600億円94万人 日: 先行実施(2017, 約15億円2800人) 大学等修学支援法・低所得層(2020-)	日: 育英会等による給付型奨学金 韓: 江原道・道給付型奨学金(2012-)		日: 一部法人・優秀学生への給付型奨学金	日: 民間による給付型奨学金
	B2: 無利子学生ローンの改善	日: 所得連動返還型奨学金(2017-)	日: 育英会等による奨学金 特定職種への学資金制度・返還免除		日: 一部法人・学資金制度	日: 民間による学資金制度
	B3: 有利子学生ローンの縮減 B4: 子内勤労奨学金等の拡充	韓: 所得連動返還型奨学金(2010-)利下げ	日韓: 自治体による利子補填事業			
C 修学支援	C1: 学習費の支援	日: コロナ困窮学生支援緊急給付金(2020)	日: 海外派遣・留学費支援など		日: 一部法人・学内勤労奨学金など(SA・TA・RA)	
	C2: 学生生活費の支援	韓: 大学寮の増設・収容人数の拡充	日: 育英会等による学生寮・県人寮		日: 一部法人・コロナ困窮学生独自支援(2020)	
D 就労支援 生活保障	D1: 就労支援	日: 地方創生奨学金返還支援制度(2016-)	日: 同左制度の活用(2016-) 2019: 32府県・355市町村 地元インターンシップ・IJUターン・起業補助		日: 一部法人・インターンシップ補助、資格取得支援	
	D2: 生活保障	日: 生活保護世帯子弟への進学支援 世帯分離の後も住宅扶助継続(2018-) 進学準備給付金(2018-)	日: コロナ困窮学生アルバイト雇用(2020) 韓: ソウル特別市・若者手当(2016-)			